

たが、24年度は23年度に引き続き、あらゆる分野から募集したところ、11件の課題提案がありました。そのうち環境分野では1件でしたが、「不法投棄をなくす」というテーマが提案され、地域課題についての共通認識を深めるとともに、今後の協働について考える意見交換会を実施しました。

エ 交流・情報交換の機会の提供

県民、関係団体、事業者、行政機関などの相互理解と連携・協働した環境保全活動の実施を促進するため、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントを開催するなど、異なる立場の人々が交流し情報を交換できる機会を提供しています。(P183「市民・市民活動団体・企業・行政の連携」参照)

(3) 環境に配慮した事業活動の促進

ア 千葉県中小企業振興資金(環境保全資金)融資制度

(ア) 概要

県では、中小企業者等が行う環境保全のための取組に対し、必要な資金を融資するとともに、融資を受けた者の負担の軽減を図るために利子の一部を補助しています。

なお、21年度まで実施していた「千葉県中小企業環境保全施設整備資金」について、制度の見直しを図り、22年度から「千葉県中小企業振興資金」に統合し、その中に環境保全資金を創設しました。

25年3月末現在の融資対象、融資条件等は図表5-2-1のとおりです。

図表 5-2-1 融資対象・融資条件等(25年3月現在)

| | |
|-------|---|
| 融資対象 | 以下の16事業 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・公害防止のための事業 ①大気汚染防止 ②水質汚濁防止 ③地質汚染対策 ④地盤沈下防止 ⑤騒音・振動防止施設 ⑥悪臭防除 ⑦化学物質等汚染防止 ⑧アスベスト除去工事 ・環境負荷低減のための事業 ⑨地球温暖化防止 ⑩環境管理システム認証 ⑪低公害車 ⑫低公害車用燃料供給施設 ⑬粒子状物質減少装置 ⑭エコドライブ支援装置 ⑮容器包装廃棄物再商品化装置 ⑯敷地緑化 |
| 融資条件等 | <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額 対象経費の90%以内 1中小企業者等当たり 5,000万円 ・融資利率 融資期間により利率が異なる 3年以下 年1.7%、3年超5年以下 年1.9% 5年超7年以下 年2.1%、7年超 年2.3% ・利子補給率 借入後5年間、融資利率の2分の1利子補給 ・融資期間 設備資金10年以内 運転資金7年以内(土壤汚染の除去、アスベスト除去、建築物の屋上・壁面の緑化に限る) ・償還方法 割賦償還(据置期間1年以内) |
| | |

(イ) 利用状況

24年度は地球温暖化防止施設(太陽光発電設備)6件に対し融資を行い、融資総額は82,200千円でした。(図表5-2-2)

図表 5-2-2 中小企業振興資金(環境保全資金)融資利用状況

(融資額の単位:千円)

| 区分 | | 低公害車等 | 地球温暖化防止施設 | その他 | 計 |
|----|------|--------|-----------|-----|--------|
| 年度 | | | | | |
| 22 | 融資件数 | 1 | — | — | 1 |
| | 融資額 | 3,200 | — | — | 3,200 |
| 23 | 融資件数 | 1 | 3 | — | 4 |
| | 融資額 | 46,500 | 39,600 | — | 86,100 |
| 24 | 融資件数 | — | 6 | — | 6 |
| | 融資額 | — | 82,200 | — | 82,200 |

イ 環境新技術推進制度（エコ・テク・サポート制度）

（ア）制度の内容

多様化する環境問題に対応し、本県に適した環境改善対策について、民間の技術を広く活用して環境問題に積極的に取り組むこととして、9年11月に民間企業と共同研究等を進める環境新技術推進制度（エコ・テク・サポート制度）を創設しています。

対象とする環境新技術は、公害防止技術、自然環境の維持回復、地球環境問題に関する技術であって、実用化の見込みが高いもの、環境負荷が少ないもの、費用対効果が妥当なものであり、県の施策に合致し、本県に適用可能な技術としています。

対象者は民間の事業者であって、事業遂行に必要な技術面、資金面での能力を有するものを対象とし、県は、必要に応じて共同研究及び公開試験の機会の提供を行います。

（イ）制度の運用

共同研究については、25年3月までに、廃棄物のガス化溶融技術、溶融スラグの石材化技術、畜産堆肥のセメント製造過程での利用技術など7件を実施しました。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|
| 環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合 (アンケート調査による) | 36.0% (18年度) | 17.8% (24年度) | 70%以上 (30年度) |
| ISO14001 またはエコアクション21の認証取得事業件数 | 487 (18年度) | 684 (24年度) | 1000 (30年度) |

《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目があり、目標の達成には今後の更なる施策の推進が必要である。

アンケート調査では、環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合は、17.8%であるのに対し、「参加したことないが、機会があれば参加してみたい」と回答した県民の割合は、37.4%となっています。

このように、環境問題への関心は高いにもかかわらず、これが実際の活動への参加に十分結びついていないという現状に対して、引き続き、これらの方々の参加を促進するため、環境保全活動の機会や情報の提供を積極的に行っていきます。

公開試験については、光触媒による大気浄化新技術及び手賀沼の水質改善に関する水質浄化技術について実施されています。

ウ 環境関連産業振興事業

今日の環境問題の克服のためには、環境への負担の少ない持続可能な経済社会を構築する必要があります。

その中で、環境関連産業は、21世紀において大きな成長が見込まれる新規成長分野で、特に雇用面や市場面での著しい成長が期待される産業です。

そこで、本県でも、環境関連産業における新事業創出の促進を図るため、産学官連携や企業間連携による新製品・新技術の研究開発を支援する人材を配置しています。

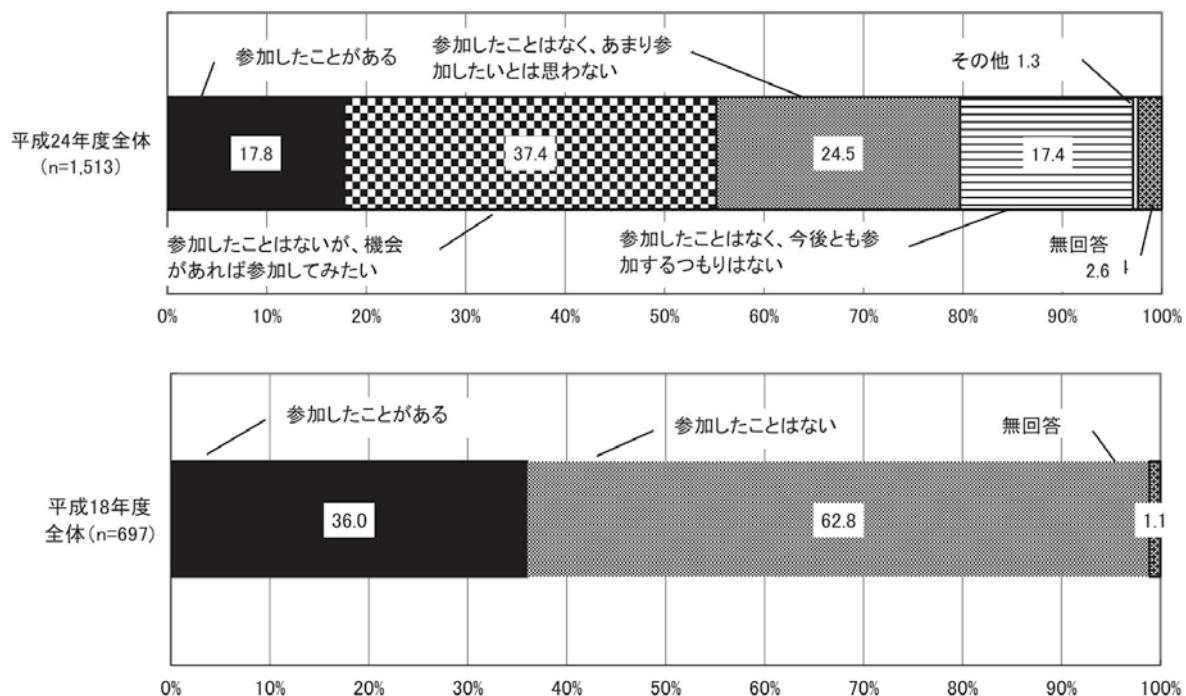
また、中小企業による新たなビジネスモデルの構築、市場開拓等の支援の一環として、20年度に助成制度（ちば中小企業元気づくり基金事業）を創設し、県内中小企業による環境関連分野の新技術開発等を支援しています。

（4）環境情報の提供

県では、各主体の環境に配慮した自主的行動と協働を推進するために、ホームページ、環境白書、パンフレット等を通じて、環境に関する情報を分かりやすく提供するよう努めています。

（P199「環境情報の提供」参照）

環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合

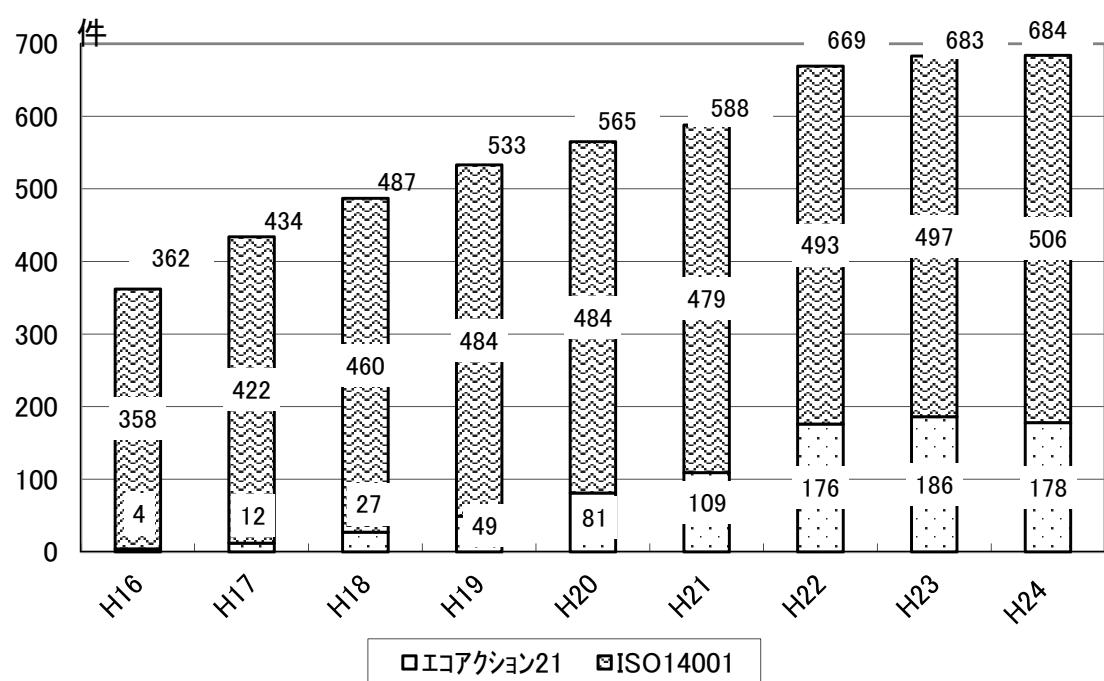


※ H18：環境基本計画策定基礎調査（標本数2,000 回収率34.9%）

H24：県政に関する世論調査（標本数3,000 回収率50.5%）

協働の
推進

ISO14001 またはエコアクション21 の認証取得事業件数



第3節 「ちば環境再生基金」の充実と活用

1. 現況と課題

ちば環境再生基金は、「とりもどそう！ふるさとの自然」をスローガンに、千葉県民総参加による基金として14年に設置されました。

県民及び事業者の皆様の支援により、募金総額は11億円を超える基金に成長し、これまでに市民活動団体環境活動助成事業や負の遺産対策事業などを実施してきました。

しかしながら、基金を利用した活動については、県民に必ずしも認知されているとは言えず、助成事業も時世に合わない点が見られることから見直しを行い、基金の運営については22年度途中から、助成事業については24年度実施分から、各々新体制に移行しました。

今後も、ちば環境再生基金を、自然環境の保全・再生などへ活用するため、これまで以上に県民一人ひとりに基金を利用した活動を知ってもらい、さらには県民自身が積極的に「自然環境の保全と再生」や「資源循環型社会の形成」の活動に関わっていく仕組みを、提供していくことが重要です。

図表 5-3-1 「ちば環境再生基金」助成事業の年度別助成実績

○平成23年度まで (単位：千円)

○平成24年度 (単位：千円)

| 事業名 年度 | 県民の 環境活動 支援事業 | 提案型環境 再生事業 | 負の遺産 対策事業 | 合計 |
|-----------|---------------------|---------------|--------------|--------|
| 24 | 1,845 | 11,464 | 1,721 | 15,029 |

2. 施策の展開

(1) ちば環境再生基金の設置と運営

里山などの自然の荒廃、不法投棄などの負の遺産の解消、化石燃料の大量消費による地球温暖化、大量廃棄による廃棄物問題などへの対応を図るために、ふるさとの豊かな環境づくりとともに参加する思いを託せる県民総参加による基金を、(一財)千葉県環境財団に設置しています。

また、基金を適正に運営し、基金による事業を公正かつ適切に実施するために、学識経験者、県民代表、地元経済界などで構成する「ちば環境再生推進委員会」を設置しています。

さらに、推進委員会の中に2つの部会を設置し、主に助成事業に係る審査、検討を行っています。

(2) 啓発・募金活動の推進

620万県民が総ぐるみで行う募金活動で基金を造成しています。

募金活動は、企業等への職場募金の呼びかけや、県内各地において環境への関心を高めてもらう広報啓発活動を行いながら実施しています。

24年度における募金額は、419件で、7百万円となっており、基金設置からの募金は25年3月31日現在5,660件で、総額11億8千7百万円万円となっています。なお、募金額及び事業費については、各々30年度末までの累計目標額を30億円とされています。(図表5-3-2)

| 事業名 年度 | NPO 環境活 動助成 事業 | 市町村 による 戦略的 自然再 生事業 | 負の遺 産対策 事業 | なのは なエコ プロジ ェクト | 環境再 生に係 る普及 啓発等 事業 | 合計 |
|-----------|-------------------------|---------------------------------|------------------|--------------------------|--------------------------------|---------|
| 14 | 3,504 | — | — | 215 | — | 3,719 |
| 15 | 4,424 | — | 13,179 | 231 | — | 17,834 |
| 16 | 2,426 | 9,186 | 16,083 | 421 | — | 28,116 |
| 17 | 2,209 | 5,177 | 10,471 | 541 | — | 18,398 |
| 18 | 3,139 | 6,024 | 0 | 580 | — | 9,743 |
| 19 | 1,656 | 8,074 | 0 | 623 | — | 10,353 |
| 20 | 1,976 | 2,566 | 0 | 794 | — | 5,336 |
| 21 | 3,030 | 2,760 | 13,781 | 1,308 | 3,448 | 24,327 |
| 22 | 1,900 | 10,572 | 15,349 | 516 | 2,835 | 31,172 |
| 23 | 1,189 | 5,761 | 14,319 | 271 | 3,286 | 24,826 |
| 計 | 25,453 | 50,120 | 83,182 | 5,500 | 9,569 | 173,824 |

図表 5-3-2 年度別の募金額 (単位:千円)

| 年度 | 件数 | 金額 |
|----|-------|-----------|
| 13 | 30 | 2,992 |
| 14 | 422 | 521,623 |
| 15 | 466 | 560,463 |
| 16 | 655 | 7,643 |
| 17 | 603 | 7,719 |
| 18 | 582 | 8,380 |
| 19 | 584 | 26,738 |
| 20 | 573 | 11,907 |
| 21 | 516 | 12,491 |
| 22 | 441 | 11,245 |
| 23 | 369 | 8,337 |
| 24 | 419 | 7,294 |
| 合計 | 5,660 | 1,186,831 |

(3) 県民の環境活動への助成

県民自らの手で千葉県の貴重な自然を保全し、環境を再生する自発的・継続的な活動を支援するため、県民団体の千葉県内における「環境の保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止対策、省資源・リサイクル」の活動に対して公募による助成（事業費の2分の1以内で、50万円を上限。）を、24年度より開始しました。

なお、24年度は9事業に対して助成を行っています。

(4) 提案型環境再生事業への助成

環境上の課題の迅速な解決を目指し、県、市町村、県民の協働により実施する提案型環境再生事業を支援するため、市町村等の「環境保全、生物多様性保全、地球温暖化防止、省資源・リサイクル活動、県民の意識の向上」などの環境上の課題の解決を目的とし、県、市町村及び地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する事業へ助成（事業費の2分の1内で、1,000万円を上限。）を、24年度より開始しました。

なお、24年度は7事業に対して助成を行っています。

(5) 負の遺産対策への助成

廃棄物の不法投棄などの負の遺産対策については、原因者による撤去を原則としています。

しかし、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物処理法の規制以前に処分された廃棄物で、緊急に対策を実施しないと県民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものを対象に、県及び市町村からの申請を受けて、助成を行っています。

24年度は1事業（1自治体）に対し助成を行いました。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|---------------|-------------------------|---------------------------|----------------------|
| 募金総額 (累計) | 11億8百万円 (18年度末までの累計) | 11億8千7百万円 (24年度末までの累計) | 30億円 (30年度末までの累計) |
| 助成事業費 (累計) | 8千万円 (18年度末までの累計) | 1億8千9百万円 (24年度末までの累計) | 30億円 (30年度末までの累計) |

《評価》

募金・啓発活動及び各種助成事業を実施しているが、目標達成に向けては、募金・啓発活動方法の更なる工夫を図る必要がある。

募金・啓発活動や各種助成事業については、これまで着実な展開を図ってきていますが、目標金額とは大きな隔たりがあります。今後、千葉県環境財団と連携して、見直しを行った事業内容等の周知に努めつつ、基金の有効活用を図っていきます。

第4節 県域を越えた連携と国際環境協力の促進

1. 現況と課題

今日の環境問題は、その要因や影響が広範囲に及ぶものが多くなっており、県の区域を越えた広域的な連携がこれまで以上に必要になっています。

また、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、地球規模の環境問題に対処するためには、国や地域を越えた国際的な協力が不可欠です。

(1) 県域を越えた連携

本県の経済活動や県民の暮らしは、他の都道府県と様々なかたちで結び付いています。

このため、環境問題を考えるに当たっても、特に社会的・経済的にも関係の強い首都圏や同じ環境問題を抱える地域などと県域を越えて連携し、広域的に協調した施策を実施していくことが求められます。

特に、首都圏では、広域的な自動車公害対策として、千葉県と東京都・神奈川県・埼玉県が連携して粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル自動車の運行規制を15年10月から一斉に施行し、大きな成果を挙げました。

また、夏・冬のライフスタイルの実践など、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）共同で地球温暖化防止のキャンペーン等を推進しています。

今後も、このような広域的な施策が効果的に展開されるよう連携を強化していくことが必要です。

(2) 国際環境協力

地球環境全体を保全していくためには、国際的な協調の下で問題の解決に取り組んでいかなくてはなりません。

特に環境問題への十分な対応が困難な開発途上国等に対しては、国による技術的、経済的な支援のみでなく、地方からも、その保有する人材や知識、技術等を活用した支援を行うことが求められています。

千葉県では、環境研究センター等での海外からの研修生の受入れや職員の海外派遣、県内市民活動団体と連携した県民主体の環境保全事例の紹介等を通じて、開発途上国の環境保全活動を支援しています。

また、姉妹都市などの海外自治体との国際交流の中でも、環境分野における交流を進めています。

さらに今後は、地球環境の保全と再生に向けて国際協力・国際交流を推進していく中で、国や県のみでなく、市町村、関係団体、事業者など広範な主体と協働していくことが重要になっています。

2. 県の施策展開

(1) 県域を越えたネットワークによる取組の推進

ア 九都県市による取組

九都県市では共同して広域的な課題に取り組むことを目的として、年2回程度首脳会議を開催しています。

環境に係る課題に関しては、首脳会議の下に環境問題対策委員会と廃棄物問題検討委員会を設置し、具体的な調査・検討・協議等を行っています。

環境問題対策委員会では、幹事会、大気保全専門部会、水質改善専門部会、緑化政策専門部会及び地球温暖化対策特別部会を設置し、地球温暖化防止キャンペーン（P28「国や他自治体と連携した啓発」参照）、自動車排ガス対策（P115「条例によるディーゼル自動車排出ガス対策」参照）、東京湾の水質改善や緑の保全・再生への取組等を進めてきました。

廃棄物問題検討委員会では、幹事会、減量化・再資源化部会、適正処理部会を設置し、資源循環型社会の構築を目指して、廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理に関する取組を進めてきました。

両委員会における24年度の主な取組は、図表5-4-1のとおりです。

図表 5-4-1 九都県市による主な取組

| 主な取組 | 概要 |
|---------------------------|---|
| 環境分野における国際協力 | JICA が企画する「青年研修事業」と連携し、途上国からの研修生の受け入れを実施。 |
| 節電及び地球温暖化防止キャンペーン | 首都圏における電力供給不足を踏まえつつ、各都県市が節電に率先して取り組むとともに、公共交通機関、公共施設、鉄道車両へのポスター掲出や、普及啓発イベントの開催、広報やホームページを活用した情報提供を実施。 |
| 再生可能エネルギーの導入促進 | 太陽エネルギーを中心に再生可能エネルギーの導入促進に向けたセミナーを開催したほか、太陽熱利用の認識を深めるためのポスターの作成、掲示を実施。 |
| ディーゼル車対策 | 一都三県の条例によるディーゼル車規制を連携協力しながら取り組むとともに、啓発活動や路上・拠点検査等を実施。 |
| エコドライブの普及 | 関係機関と連携してエコドライブ実技講習会を開催するとともに、リーフレット等を活用した普及啓発活動を実施。 |
| 低公害車の普及 | 九都県市による低公害車指定制度により、低公害車の指定を行い、ホームページでの情報提供等の普及啓発を実施。 |
| 東京湾水質一斉調査 | 133 機関・団体が参加し、海域、河川など計 776 地点で、溶存酸素量、COD、水温、塩分、流量を調査。 |
| 3R 普及促進事業 | マイボトルの利用促進、使い捨てアメニティグッズ削減促進を実施。 |
| 容器包装発生抑制の推進 | 「容器包装ダイエット宣言」の認知度の向上と参加事業者の拡大を図るために、国内最大の環境展である「エコプロダクツ 2012」に出展。 |
| 使用済小型電子機器等の回収リサイクル調査・啓発事業 | 家電量販店と連携したモデル事業を実施。 |
| 産業廃棄物路上一斉調査 | 産廃スクラム 30 と共同した一斉路上調査の実施。 |

イ 関東地方知事会議による取組

関東地域及び近隣の 10 都県で構成される関東地方知事会議では、地域が共有する諸問題について、意見交換や調査研究が行われています。

24 年度は、環境問題については放射性物質への対応や再生可能エネルギーの導入推進などをテーマに意見交換を行い、国に対する地域か

(2) 国際的な取組の推進

平成 24 年度は、アフリカやアジア諸国から 31 人の研修生を受け入れ、施設見学や講義等を通じ、本県の水質汚濁防止対策等を紹介しました。

また、自治体国際化協会のモデル事業として、水環境分野において、ラオス・ビエンチャン都へ県職員を派遣するとともに、ビエンチャン都職員を研修生として受け入れました。(図表 5-4-2)

図表 5-4-2 平成 24 年度研修生受入状況等

| 事業名 | 事業概要 |
|---|---|
| CLAIR 自治体国際協力事業（モデル事業） ラオス・ビエンチャン都水環境改善事業 | ラオス国ビエンチャン都天然環境資源局を対象として、排水処理及び水環境教育分野において、千葉県の経験やノウハウを伝えるため 3 人の研修生を受け入れた。 |
| 国際協力・途上国支援事業（JICA 青年研修事業） | 9 都県市首脳会議の事業として研修生を受け入れ、千葉県は、湖沼水質保全対策についての講義と現地視察を 1 日担当した。アフリカの英語圏から 8 人の研修生を受け入れ、日本及び地方自治体が取り組む環境改善に向けた施策等の知識を得て、自国の環境分野における問題解決を助けるため、研修を実施した。 |
| JICA ベトナム国国家生物多様性データベースシステム開発プロジェクト 生物多様性保全施策運営・組織連携研修 | 天然資源環境省・農業農村開発省・科学技術院・ナムディン省の局長～次長・所長 8 人を対象に、国家レベルの生物多様性に関するデータベースの構築のため、環境省等における研修の一環として、本県の視察が行われた。 |
| JICA ベトナム国国家生物多様性データベースシステム開発プロジェクト 生物多様性保全研修・生物多様性データベース保守・管理研修 | 天然資源環境省・農業農村開発省・科学技術省・ナムディン省の実務担当者 9 人を対象に、国家レベルの生物多様性に関するデータベースの構築のため、環境省等における研修の一環として、本県の視察が行われた。 |
| 施設見学および講義 | 韓国環境政策・評価研究院の依頼を受け、環境研究センターにおいて韓国から研修生 3 名を受け入れ、りん処理に関する講義と施設見学を実施した。 |

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

| 項目名 | 基準年度 | 現況 | 目標 |
|---------------------------|---|--|-----------------------|
| 県と県外の自治体等が連携した環境の保全・再生の取組 | 近隣都県と連携したディーゼル自動車の運行規制や地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (18年度) | 九都県市で連携し、再生可能エネルギーの導入促進、運行規制の合同検査などの自動車対策を実施 (24年度) | 連携した取組を拡大します (毎年度) |
| 県が受け入れた環境分野での海外からの研修生数 | 8.6回 89人 (平成14~18年度の間の年平均値) | 5回 31人 (24年度) | 増加させます (毎年度) |

《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目があり、目標の達成には今後の更なる施策の推進が必要である。

今日の環境問題に対処するためには、県域を越えた連携による広域的な施策の展開が必要であることから、九都県市では、太陽熱利用等の再生可能エネルギーの導入を促進する啓発を行いました。さらに、東日本大震災の影響による電力供給不足に対応するため、例年実施している地球温暖化防止キャンペーンにおける夏・冬のライフスタイルの実践キャンペーンに加え、節電の広報を共同で実施しました。

また、合同でディーゼル車対策に係る一斉検査や、エコドライブの普及啓発を実施しました。

海外からの研修生の受入数については、基準年度より減少しているため、今後、本県の環境分野での国際貢献を積極的にPRしていくことで、相手国からの研修要望を増加させていきます。